

桐生市南公園
指定管理者 募集要項

令和 8 年 8 月

桐生市都市整備部公園緑地課

目 次

1	指定管理者制度導入（公募）の趣旨	1
2	施設の目的	1
3	施設の概要	1
4	指定管理者の業務	1
5	指定期間	1
6	標準指定管理料について	1
7	利用料金について	2
8	成果目標	2
9	応募資格	2
10	欠格事項	2
11	共同事業体による応募	3
12	応募手続きについて	3
13	応募に関する留意事項	5
14	指定管理者の選定及び協定の締結	6
15	問合せ先及び応募書類提出先	7

1 指定管理者制度導入（公募）の趣旨

桐生市では桐生市南公園のポテンシャルを民間の能力を活用しつつ最大限発揮し利用者へのサービス向上と管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項、桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年桐生市条例第1号）、桐生市南公園の設置及び管理に関する条例（昭和56年桐生市条例第10号）第9条の規定に基づき、桐生市南公園の管理運営業務を行う指定管理者を公募します。

本募集要項は、桐生市南公園の指定管理者に関して必要な事項を定めたものであり、あわせて配布する仕様書と一体の資料とします。

2 施設の目的

桐生市南公園は総合公園として、芝生広場・野外ステージ・梅林などの公園施設と、球場・庭球コートなどの運動施設があり市民の余暇の活用と健康増進を図ることを目的としています。

3 施設の概要

- (1) 名 称 桐生市南公園
- (2) 所 在 地 桐生市広沢町五丁目4716番地の11
- (3) 管理範囲 面積 10.2ha
別紙「桐生市南公園指定管理者業務仕様書」のとおり
- (4) 管理施設 別紙「桐生市南公園指定管理者業務仕様書」のとおり

4 指定管理者の業務

- (1) 桐生市南公園の施設の使用の許可に関すること。
- (2) 桐生市南公園の維持管理に関すること。
- (3) その他施設の管理上、市長が必要と認める業務

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで 5年間

6 標準指定管理料について

指定管理期間中の各年度の標準指定管理料

24,920,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（5か年総額（×5）124,600,000円）

- (1) 指定管理料の額は、申請の際に提出された収支計画書において提案された指定管理

料を元に、会計年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに、市の予算の範囲内で協定により定めます。基本的に余剰金の精算や不足額の補填等はいりません。

ただし、以下に該当する場合は、精算を行います。

ア 施設の修繕、備品の購入に要する経費及び予備費

イ 余剰金発生の原因が、指定管理者の自己努力の結果であると認められない場合

ウ その他、協定書で定めた金額を支払うことが合理的でないと認められる場合

（２）支払い時期、支払方法等は基本協定で、具体的な金額を年度協定でそれぞれ定めます。

7 利用料金について

（１）利用料金制は採用しません。

（２）市と指定管理者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 10 号）第 173 条の 2 の規定により、別に使用料等の徴収・収納事務委託契約を締結し、桐生市南公園の使用料等の徴収及び市に納入する業務を行います。

8 成果目標

令和 7 年度の推定来園者 236,066 人／年

指定管理期間終了年で 10 % の来園者増加を目標とします。

また、このほかにも具体的な数値等を設け適宜成果目標を設定し、事業計画書に記載してください。

（参考：令和 7 年度自主事業イベント回数 9 事業）

9 応募資格

応募できる者は、指定期間中に桐生市南公園を安全かつ円滑に管理運営することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）、又は複数の団体により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）とし、個人での応募は受け付けません。なお、桐生市内に事務所または事業所を有する者に限ります。

10 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することができません。

（１）法律行為を行う能力を有しないもの

（２）破産者で復権をしていないもの

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般指名競争入札等の参加を制限されているもの

- (4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、法第 92 条の 2、第 142 条(同条を準用する場合を含む。)又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に該当するもの
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき更正又は再生の手続をしているもの
- (7) 国税又は地方税を滞納しているもの
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は役員が、同条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
- (9) 安定的な管理運営が可能な人員数、資産の額、経営基盤や資格等を有していないものの
- (10) その他、桐生市長が指定管理者の候補者として選定又は指定管理者として指定することが適当でないと認めるもの

11 共同事業体による応募

共同事業体は構成団体を特定し、共同事業体の名称及び共同事業体内で代表となる法人等を定める必要があります。単独に応募した法人等は、共同事業体の構成団体として応募することができません。また、複数の共同事業体において、同時に構成団体となることはできません。

12 応募手続きについて

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和 8 年 8 月 1 日(土)から 8 月 21 日(金)まで

イ 配布場所 桐生市ホームページ

URL : <https://www.city.kiryu.lg.jp>

※紙文書で配布を希望する場合は、配布期間内(土、日、祝日を除く)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に、桐生市都市整備部公園緑地課の窓口で配布しますので、事前にご連絡ください。

(2) 現地説明会の実施

募集要項に関する説明及び現場の状況等についての説明会を実施します。応募を予定している法人等は必ず参加してください。現地説明会に参加しない場合は応募ができません。当日は募集要項等の配布はいたしませんので、各自でご持参ください。

ア 開催日時 令和 8 年 8 月 25 日(火)午後 2 時から

イ 開催場所 桐生市南公園

ウ 申込方法 現地説明会の前日午後 5 時までに「現地説明会申込書(様式 6)」に

必要事項を記入し、E-mail で都市整備部公園緑地課まで提出してください。参加人数は1団体2名以内とします。

(3) 質問の受付及び回答

募集要項及び指定管理者業務仕様書の内容に関する質問を受け付けます。

- ア 受付期間 令和8年8月10日（月）から8月27日（木）まで
- イ 提出方法 質問書（様式7）に必要事項を記入の上、E-mail で都市整備部公園緑地課へ送付してください。なお、窓口及び電話での質問にはお答えできません。
- ウ 回答方法 質問に対しては、令和8年8月28日（金）までに現地説明会参加者へE-mail により回答いたします。なお、回答はこの要項及び仕様書と一体のものとして効力を有するものとします。

(4) 応募書類の受付

- ア 受付期間 令和8年8月31日（月）から令和8年9月7日（月）まで
午前9時から午後5時まで（土、日曜日を除く）
- イ 受付方法 応募書類は持参により提出してください。持参以外の方法では受付いたしません。
- ウ 受付場所 桐生市役所都市整備部公園緑地課（2階）

(5) 提出書類

	書 類 名	様式
	チェックリスト	
①	指定申請書（桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則様式第1号）	様式第1号
②	指定管理者指定申請に係る誓約書	様式1
③	団体概要（共同事業体の場合構成団体ごとに記入）	様式2
	※共同事業体の場合 共同事業体構成団体表	様式2-2
	※共同事業体の場合 共同事業体結成の協定書等	—
④	事業計画書	様式3
⑤	役員等氏名一覧表	様式4
⑥	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	—
⑦	法人の履歴事項全部証明書（法人以外の団体にあつては、これらに類する書類）	—
⑧	直近3か年の事業年度の決算書類（貸借対照表、財産目録及び損益計算書）	—
⑨	直近3か年の事業報告書	—
⑩	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書	（様式5）

	(納税証明書の種類は「その3の3」で提出すること) 県税及び市税完納証明書 納税義務のない団体はその旨の申立書 様式5	
⑪	労働保険（火災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、 労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領 収書の写し（直近の1回分）等	—

※ 官公署発行の証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のものを提出してください。

(6) 提出部数 15部（正本1部、副本14部）

※チェックリストは1部のみ

13 応募に関する留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員及び本件に関係する市職員に対し、本件提案についての接触を禁止します。

(2) 重複提案の禁止

応募1団体に対して、提案は1案とします。複数の提案はできません。

(3) 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

ア 現地説明会への代理出席

イ 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

ウ 選定委員会への面接審査への出席

(4) 応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(6) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

(7) 費用負担

応募に際して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(8) 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市に帰属し、応募者が提出する書類の著作権は応募者に帰属します。なお、市は、本事業において選定結果を公表する場合その他必要と認めるとき、提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。

(9) 提出書類の取扱い

提出された応募書類は、桐生市情報公開条例における公文書として、同条例に基づ

く公開請求の対象となります。公開の可否は同条例に基づき市が決定します。

(10) 追加書類の提出

市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(11) 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、「辞退届（様式8）」を提出してください。

14 指定管理者の選定及び協定の締結

(1) 指定管理者の選定及び協定の締結スケジュールは、以下のとおりの予定です。

項 目	予 定 時 期
募集要項の配布	令和8年8月1日（土）～8月21日（金）
現地説明会	令和8年8月25日（火）午後2時
質問書の受付	令和8年8月10日（月）～8月27日（木）
質問書の回答	令和8年8月12日（水）～8月28日（金）
応募書類の受付	令和8年8月31日（月）～9月7日（月）
指定管理者の候補者の選定(ヒアリング等)	令和8年9月29日（火）午後2時
結果の通知	令和8年10月下旬
仮協定の締結	令和8年11月下旬
指定管理者の指定の議決	令和8年12月中旬
本協定の締結	令和9年1月下旬
業務の引継	令和9年2月～3月
指定管理者による業務開始	令和9年4月1日

(2) 選定委員会の設置

桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条に基づき桐生市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定します。

(3) 選定方法

候補者の選定にあたっては、委員会において指定管理者選定基準に基づいて行い、応募者から提出された応募書類及びヒアリング等により総合的に審査し選定します。

また、ヒアリングでは委員会による質疑応答を行いますので、応募者の出席をお願いします。

なお、出席者は1団体の社員3名以内とし、出席に際しては社員証で確認させていただく場合があります。候補者の選定の結果は応募した法人等のすべてに書面で通知するとともに、公表します。

総合評価の判断基準として、点数制を採用しますが、審査の結果、該当者なしとする場合もあります。

(4) 選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行います。

ア 事業計画書による桐生市南公園の運営が、市民の平等な利用を確保でき、及びサービスの向上が図れるものであること。

イ 事業計画書及び収支計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

エ その他市長が施設の設置の目的を達するために必要と認める事項。

(5) 指定管理者の指定

地方自治法の規定に基づき、指定管理者の指定は、候補者を指定管理者として指定する議案を桐生市議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。なお、市議会の議決が得られなかった場合については、当該施設に関わる業務及び管理の準備のため支出した費用等については一切補償しません。

(6) 協定の締結

市は選定後、候補者と施設管理に係る細目について協議を行い仮協定を締結します。その後、桐生市議会の指定後に仮協定に基づき、「基本協定」を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する「年度協定」を締結します。

(7) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までに、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

15 問合せ先及び応募書類提出先

桐生市都市整備部公園緑地課公園管理係

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

電話 0277-48-9037 (直通)

FAX 0277-46-2307

E-mail koen@city.kiryu.lg.jp